

## 公益社団法人日本歯科医師会災害対策本部規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本歯科医師会危機管理規程に基づき、公益社団法人日本歯科医師会災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項等を定めるものとする。

### (設置)

第2条 本部は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が、震度6弱以上の地震を含む大規模な災害の発生により、公益社団法人日本歯科医師会（以下「本会」という。）において総合的な対策を必要と認めたとき及び災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において本会が必要と認めたときに設置する。

2 本部は、本会の事務所内に設置する。ただし、本会事務所内に設置することが困難な場合には、本会事務所以外に置くことができる。

### (組織)

第3条 本部長は、会長をもって充てる。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副会長をもって充てる。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、専務理事、常務理事をもって充てる。

4 本部長は、必要と認めるときは、前項に規定する本部員の他に、本部員を指名することができる。

### (職務)

第4条 本部は、次に掲げる非常時優先業務をつかさどる。

一 本部の設置及び解散の決定に関すること

二 災害情報の収集及び伝達に関すること

三 本部の運営に関すること

四 方針の決定に関すること

五 国及び関係機関・団体、都道府県歯科医師会（以下「関係機関等」という。）との連絡調整に関すること

六 国及び関係機関等との相互支援に関すること

七 前各号に掲げるものの他、災害対策に関すること

(本部長等)

第5条 本部長は、本部の事務を総括し、副本部長、本部員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序に基づき、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部員のうち、専務理事は本部員の事務を総括する。
- 5 本部員は、前条に掲げる業務を遂行するにあたり相互に協力し、他の本部員と緊密な連携の下に災害対策が的確かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

(会議)

第6条 本部長は、第4条に規定する事項を協議決定し、その推進を図るために災害対策本部会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部員は、災害対策に関し会議に付議する必要があると認めた場合は、資料を提示し、本部長に会議の開催を求めることができる。
- 4 本部員は、会議に出席する場合は、必要により次に掲げる災害対策資料を提出しなければならない。
  - 一 災害及び被害の状況
  - 二 応急活動及び措置内容
  - 三 会員及び関係機関等に対する連絡調整事項
  - 四 今後の対策
  - 五 前各号に掲げるものの他、本部長が指示した事項

(班)

第7条 本部長は、必要と認める班を置き、当該班の長は本部長が指定する者をもって充てることができる。

- 2 班の名称及び事務分掌は概ね次の通りとし、災害の種類、被害状況等から判断して本部長が定める。
  - 一 情報通信班
    - イ 被災情報の他、次の各号の事務に係る情報の収集、分析及び伝達
    - ロ 関係機関等との連絡調整
    - ハ 通信機器等の保全
    - ニ 情報通信に関する計画の立案・運用・調整
    - ホ 各班の連絡調整
  - 二 被災会員対策班
    - イ 被災会員・歯科医師会の状況把握

- ロ 災害対応に必要な経費の確保に関する予算、経理
  - ハ 被災会員・歯科医師会対策に関する計画の立案・運用・調整
  - 三 歯科保健医療対策班
    - イ 歯科保健医療対策に関する計画の立案・運用・調整
  - 四 身元確認班
    - イ 身元確認に関する計画の立案・運用・調整
  - 五 支援物資管理班
    - イ 支援物資の調達及び送付
    - ロ 輸送手段の確保
    - ハ 支援物資管理に関する計画の立案・運用・調整
  - 六 歯科診療対策班
    - イ 歯科診療に係る会員・歯科医師会・国民への情報の収集及び伝達
    - ロ 歯科診療に関する計画の立案・運用・調整
  - 七 前各号に掲げるものの他、本部長が定める班
- 3 各班は、前項に掲げる事務を遂行するにあたり相互に協力し、他の班と緊密な連携の下に災害対策が的確かつ円滑に行われるよう努めなければならない。
- 4 班長は、当該班を総括するとともに、本部長又は会議に当該事務に関する経過、状況等、必要な事項を報告しなければならない。

(事務局)

第8条 本部及び班に事務局を置くものとする。

- 2 本部及び班の事務局は、公益社団法人日本歯科医師会事務局組織規程第3条の規定により任命された事務局長、部長、課長及び本部長が必要と認める職員で構成する。
- 3 本部に関する事務は、事務局長が総括する。
- 4 事務局長に事故があるとき又は欠けるときは、部長が職務を代理する。
- 5 部長に事故があるとき又は欠けるときは、課長が職務を代理する。
- 6 課長に事故があるとき又は欠けるときは、課長補佐、係長の順に職務を代理する。
- 7 本部の事務局は、第4条及び第7条に規定する事項に基づき、本部の庶務に関する事項の他、事務を分掌する。
- 8 班の事務局は、公益社団法人日本歯科医師会事務局組織規程施行細則に規定される各課が次の通り分掌する。
  - 一 情報通信班
    - イ 総務課
    - ロ 広報課
  - 二 被災会員対策班

- イ 会計・厚生会員課
  - 三 歯科保健医療対策班
    - イ 地域保健課
  - 四 身元確認班
    - イ 総務課
  - 五 支援物資管理班
    - イ 医療管理・情報管理課
  - 六 歯科診療対策班
    - イ 学術課・日本歯科医学会事務局
    - ロ 保険医療課
    - ハ 医療管理・情報管理課
  - 七 前各号に掲げるものの他、本部長が定める班
    - イ 各課
- 9 班の事務局は、各班の事務局と緊密な連携の下に災害対策に係る事務が的確かつ円滑に行われるよう努めるとともに、前項に掲げられていない各課とも必要に応じて適宜連携をとって対応することとする。

(解散)

第9条 本部長は、災害が新たに発生するおそれなくなった場合、又は災害対策活動が完了したときは、本部を解散する。

(その他の事項)

第10条 前各条に定めるものの他、本部に関して必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。